

令和3年度

補正予算書

和歌山県紀の川市

目 次

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第11号）	1
令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	9

令和 3 年 度

紀の川市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度紀の川市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,486千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,393,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		269,000	19,318	288,318
	1. 地方揮発油譲与税	63,000	7,218	70,218
	2. 自動車重量譲与税	189,000	11,765	200,765
	3. 森林環境譲与税	17,000	335	17,335
3. 利子割交付金		13,000	△5,753	7,247
	1. 利子割交付金	13,000	△5,753	7,247
4. 配当割交付金		36,000	22,093	58,093
	1. 配当割交付金	36,000	22,093	58,093
5. 株式等譲渡所得割交付金		27,000	37,753	64,753
	1. 株式等譲渡所得割交付金	27,000	37,753	64,753
6. 法人事業税交付金		48,000	16,550	64,550
	1. 法人事業税交付金	48,000	16,550	64,550
7. 地方消費税交付金		1,250,000	97,680	1,347,680
	1. 地方消費税交付金	1,250,000	97,680	1,347,680
8. ゴルフ場利用税交付金		21,000	7,586	28,586
	1. ゴルフ場利用税交付金	21,000	7,586	28,586
9. 環境性能割交付金		26,000	△3,519	22,481
	1. 環境性能割交付金	26,000	△3,519	22,481
10. 地方特例交付金		144,716	115	144,831
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	86,626	115	86,741
11. 地方交付税		10,906,230	37,071	10,943,301
	1. 地方交付税	10,906,230	37,071	10,943,301
12. 交通安全対策特別交付金		5,000	△511	4,489

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 交通安全対策特別交付金	5,000	△511	4,489
19. 繰入金		1,013,992	△237,069	776,923
	1. 特別会計繰入金	90,148	48,039	138,187
	2. 基金繰入金	921,864	△285,108	636,756
22. 市債		1,838,700	△70,800	1,767,900
	1. 市債	1,838,700	△70,800	1,767,900
補正されなかった款項にかかる額		17,874,326		17,874,326
歳入合計		33,472,964	△79,486	33,393,478

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,295,616	514	4,296,130
	1. 総務管理費	3,639,161	514	3,639,675
13. 予備費		130,000	△80,000	50,000
	1. 予備費	130,000	△80,000	50,000
補正されなかった款項にかかる額		29,047,348		29,047,348
歳出合計		33,472,964	△79,486	33,393,478

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金給付 事業	188,219千円	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金給付 事業	290,529千円
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯等臨時特 別支援事業	2,005千円	子育て世帯等臨時特 別支援事業	8,118千円

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理施設 整備事業	千円 142,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 126,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
総務管理 地域対策事業	24,000	〃	〃	〃	21,800	〃	〃	〃
児童福祉 地域対策事業	40,700	〃	〃	〃	37,000	〃	〃	〃
保健衛生 地域対策事業	23,000	〃	〃	〃	25,100	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	24,700	〃	〃	〃	24,100	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設整備事業	千円 44,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 40,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
農業施設整備事業	385,800	〃	〃	〃	382,200	〃	〃	〃
商工施設整備事業	35,700	〃	〃	〃	31,400	〃	〃	〃
道路橋りょう整備事業	160,100	〃	〃	〃	151,700	〃	〃	〃
河川整備事業	13,600	〃	〃	〃	17,500	〃	〃	〃
消防施設整備事業	85,900	〃	〃	〃	81,900	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教 育 総 務 地 域 対 策 事 業	千円 22,000	普 通 貸 借 は 行 又 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協 定するものによ る。ただし、市財 政の都合により据 置期間及び償還期 限を短縮し、又は 繰上償還若しくは 低利に借換えす ることができる。	千円 25,800	普 通 貸 借 は 行 又 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協 定するものによ る。ただし、市財 政の都合により据 置期間及び償還期 限を短縮し、又は 繰上償還若しくは 低利に借換えす ることができる。
小 学 校 施 設 整 備 事 業	40,000	〃	〃	〃	31,700	〃	〃	〃
中 学 校 施 設 整 備 事 業	320,300	〃	〃	〃	319,900	〃	〃	〃
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	207,000	〃	〃	〃	185,600	〃	〃	〃
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業	116,200	〃	〃	〃	111,700	〃	〃	〃
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,200	〃	〃	〃	2,100	〃	〃	〃

令和 3 年度

紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和3年度紀の川市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,792,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日

紀の川市長 岸 本 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸収入		16,110	48,039	64,149
	4. 雑入	13,959	48,039	61,998
補正されなかった款項にかかる額		1,728,536		1,728,536
歳入合計		1,744,646	48,039	1,792,685

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金		15,508	48,039	63,547
	2. 繰出金	13,458	48,039	61,497
補正されなかった款項にかかる額		1,729,138		1,729,138
歳 出 合 計		1,744,646	48,039	1,792,685

